

施設等利用費の請求について

無償化の対象となる利用料(保育料)(※)は、「施設等利用費」として、保護者の請求に基づき上限額の範囲内でお支払いします。

※ 利用料(保育料)は、いったん施設にお支払いいただく必要があります。

なお、無償化の対象となる利用料には、給食費、通園費、行事費、その他の実費(日用品代、制服代等)は、含まれません。

【請求できる方】

市から「子育てのための施設等利用給付認定」を事前に受けている子どもの保護者

【提出書類】

下記の書類を全てそろえて提出してください。

	提出書類	備考
1	施設等利用費請求書	<ul style="list-style-type: none">・ 利用している施設や事業によって様式が異なります。・ 様式は、利用施設、子ども施設課または市のホームページにて入手可能です。・ 認定期間によって、月額上限額について日割計算が必要になることがあります。・ 別紙記入例を参考にしてください。
2	特定子ども・子育て支援領収証兼提供証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 利用している施設から発行されます。・ 請求する月数分の枚数が必要となります。(1か月につき1枚)

【提出先】

ご利用の施設または子ども施設課に提出してください。

※ どちらへ提出するかはご利用の施設に確認してください。なお、各支所では受付できません。

【請求スケジュール】

3か月ごとに請求してください。

利用月	提出期限(目安)	備考
4月～6月	7月末	請求できる期限は、保育サービスを利用した翌月1日から起算して2年間です。 2年を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。 【例】令和2年4月利用分の請求できる期限は、令和4年4月30日になります。
7月～9月	10月末	
10月～12月	1月末	
1月～3月	4月末	

【支払日】

請求があってから概ね1～2か月以内に振込先口座に入金します。

支払手続きが完了しましたら、「施設等利用費支払通知」を送付します。

「施設等利用費支払通知」にて、支払予定日などを確認してください。

※ 振込先口座は、認定保護者名義の金融機関口座です。

【問合せ先】

日立市保健福祉部子ども局 子ども施設課

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294-22-3111(内線 341) 直通 050-5528-5024



提出前のチェックリスト

書類に不備があると、お支払いができない場合や、お支払いが遅れる場合がありますので、ご注意ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
<input type="checkbox"/>	子育てのための施設等利用給付認定の第2号・第3号認定を受けていますか ⇒教育・保育給付認定とは異なります ⇒認定を受けていない方は、認定の申請について、子ども施設課までお問合せください
<input type="checkbox"/>	提出書類は全てそろっていますか <input type="checkbox"/> ① 施設等利用費請求書 <input type="checkbox"/> ② 特定子ども・子育て支援領収証兼提供証明書(施設の押印があるもの) ※請求する月数分の枚数が必要です。
<input type="checkbox"/>	請求書の認定保護者名は、施設等利用給付認定通知書の保護者名と同じですか (認定通知書に記載の保護者が父の場合、請求書の保護者名も父となります)
<input type="checkbox"/>	振込先口座の名義は、請求書の認定保護者名と同じですか (施設等利用費の振込先口座は、認定保護者名の口座となります)
<input type="checkbox"/>	兄弟・姉妹で申請する場合、児童1人につき1枚ずつ請求書を作成していますか (2人兄弟の場合、請求書は2枚必要です)
<input type="checkbox"/>	摩擦熱でインクが消えるペン、修正液や修正テープは使用していませんか (修正がある場合は二重線で訂正してください)
<input type="checkbox"/>	請求書に記載した金額に誤りはありませんか (請求額の訂正はできません)